

第 1 2 9 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月) 午前 9 時 4 3 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 1 2 月 1 3 日 (月) 午前 1 0 時 1 7 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出席	5	奥田 哲也	出席
職務代理人 (6)	岸本 博	出席	7	串田 修	出席
2	大森 美也子	出席	8	今東 徳雄	出席
3	大森 勇二	出席	9	延澤 強哉	出席
4	岡本 五樹	出席	1 0	雪本 泰嗣	出席

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 藤田 眞樹
 東区協議会長 岡崎 章二
 事務局 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司
 参事監 真田 明彦 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 橋本 聡実

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- 申 請 等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第129回岡山市第二農業委員会総会を開会します。

議 長 本日の議事録署名委員を指名します。2番 大森 美也子委員、10番 雪本 泰嗣委員をお願いします。

議 長 それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正はありません。

また、11月18日の総会で許可の議決がなされ、11月29日の岡山県農業会議に諮問した、中区倉益の露天駐車場の5条転用許可申請につきましては、許可適当との答申があり、許可指令書を交付していますので報告します。

以上です。

議 長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

竹田補佐 1番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約47アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.8ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、受贈による所有権の持分移転です。受人は現在、父の持分と合わせて約70アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約94アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進 1番から4番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見

委員
議長
全員
議長
橋本係長

となっています。引き続きのご審議をお願いします。

中区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

1 ページ前回保留の5番は、11月22日付で取り下げになりました。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約11.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、借入地の取得で、受贈による所有権移転です。受人は現在、約2.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、経営移譲で、受贈による持分移転です。渡人と受人は兄弟の関係にあり、持分を移譲しようとするものです。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約67アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約50アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長
岡崎推進
委員
議長
全員
議長
全員

東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

取り下げの5番を除く、6番から10番までの5件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

東区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
ありません。

それでは、申請等(1)については、1番から10番までの10件のうち、取り下げの5番を除き、残りの9件を許可と決定してよろしいか。

よろしい。

議 長
議 長

それでは、そのように決定します。

次に、申請等（２）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

竹田補佐

２ページ１番、前回保留の案件です。申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は、露天資材置場で所有権を移転します。

受人は、倉敷市吉岡に本店を置き、建設業を営んでいますが、複数の作業現場での資材管理を集約するため、主要道路に近く、資材の一括管理や現場への移動が便利な申請地を露天資材置場に転用しようとするものです。

是正のための申請で、申請地の山側の土を削っている状態について、安全策を講じることの念書を求めるということで先月は保留となりました。その後、受人から念書が提出され、現地も補修されたため、今月中区協議会では許可意見となっています。

２番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は、中区下の借家に家族４人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、現居住地や実家に近く、生活環境を変えずに相互に協力できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、申請地は農用地区域内の農地で、下水道工事に伴う一時転用で賃借権を設定します。転用期間は許可日から令和４年７月３１日までです。

受人は、中区倉田で建設業を営んでいますが、岡山市発注の汚水管理設工事のため、工事現場に近く大型資材の保管が可能な申請地を、露天資材置場及び現場事務所に転用しようとするものです。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

４番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は、南区福浜町の借家に家族３人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先と実家に近く、家事と育児の両立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えますが、担当委員さんの現地調査により、すでに申請地に土が入れられていたことが判明し、申請代理人から１月の協議会までに撤去する旨の申し出があったため、今月の協議会では保留となっています。

５番から７番は、敷地を数区画に分けて転用するため、同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

5番、受人は中区国富の分譲マンションに家族3人で居住していますが、マンションの老朽化と家財道具が増え手狭になったことから、現居住地に近く、勤務先と子どもの通学先に近く生活しやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。許可後、分譲マンションは売却します。

6番、受人は中区中井三丁目の借家に家族4人で居住していますが、借家の老朽化と家財道具が増え手狭になったことから、勤務先と妻の実家に近く、義父母と協力し合い生活ができる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は北区北方三丁目の借家に家族2人で居住していますが、子どもの通園が遠く不便なため、子どもの通学先に近く、自身の仕事のためJRや空港へのアクセスが便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番と9番は、敷地を数区画に分けて転用するため、同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

8番、受人は南区新福一丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、あすかの実家に近く、両親の面倒をみるのに便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は中区藤崎の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、子どもの通学先に近く、生活環境が変わらず生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長
藤田推進
委 員
議 長
全 員
議 長
橋本係長

中区協議会の協議の様態を藤田協議会長さん、ご報告願います。

1番から9番までの9件について審議した結果、事務局説明のとおり、4番は保留、残りの8件は許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

中区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

3ページ10番、申請地は農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅です。

受人は現在、中区藤崎の借家に妻と2人で居住していますが、住み慣れない地区であるため、実家に隣接した土地で住み慣れており、今後、両親と生活や農業を協

力し合える、祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、令和3年5月18日付で農振除外済みの案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は分家住宅です。

受人は現在、東区内ケ原の実家に妻と子供2人、祖母、両親の7人で居住していますが、住居が手狭になったため、実家に近く、相互に面倒をみるのに便利で、農業の手伝いもしやすい、父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅に転用しようとするものです。なお、実家には、引き続き祖母と両親が居住します。

申請地は1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 10番と11番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 東区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)については、1番から11番までの11件ですが、4番を保留、残りの10件を許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に、申請等(3)岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について(所有権の移転)を審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 4ページ1番の1件で、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が行う売買事業で、財団から農地の担い手への所有権移転です。

今回の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)については、原案のとおり決定します。

議長 次に、申請等(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 5 ページ 1 番から 8 ページ 1 2 番までの 1 2 件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。3 番については、あつせん等の希望があるため、内容を確認の上、担当の委員さんと協議します。東区協議会では、全件受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（4）については、1 番から 1 2 番までの 1 2 件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

竹田補佐 報告（1）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届は、9 ページ 1 番の 1 件で、転用目的は露天駐車場です。

報告（2）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届は、1 0 ページ 1 番から 1 3 ページ 2 9 番までの 2 9 件で、転用目的は、自己専用住宅 2 件、住宅用地 2 件、露天資材置場 2 5 件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知は、1 4 ページ 1 番から 4 番までの 4 件です。解約理由はすべて耕作目的で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届は、1 5 ページ 1 番の 1 件で、内容は農業用倉庫です。

報告（5）農地改良届は、1 6 ページ 1 番から 3 番の 3 件で、内容は果樹園 1 件、果樹園、普通野菜畑 1 件、牧草 1 件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第 1 号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第 2 号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 2 号議案について資料に従い説明。

議長 第 2 号議案、農政関係等について事務局から説明がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

串田委員 利用意向調査の回答の住所と氏名の欄が小さく、高齢者は書きづらいので、記入欄を大きくしてほしい。

また、人・農地プランで 1 0 年後には次の耕作者と結び付けなさいと、それを農地中間管理機構と農業委員会でやりなさいと、新聞等にかかれている。今までは、市の方で施策を決めて、農業委員会がそれについて行っていたが、これからは農業委員会が先頭になってやれということで、今までとは逆になってきていて、結びつ

きができなくて遊休農地になったら農業委員会の責任にされることになる。農業委員会には何も権限がないのに、後継者を作れ、農業を守れと、すべて農業委員会に押し付けられるのはおかしいのではないか。米を作れとか作るなどか、農水省が言うことも矛盾していて、現場は困っている。そのような声を農業会議や国などの上の方にあげて行ってほしい。

菱川課長

岡山市では現在、農業的な施策は市が行い、農業委員会は農地のことを担当するという区分けになっている。農業委員会としては、今後も、委員の皆さんが活動しやすい環境を整備していく。

議長

以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。ほかに何かご意見等がありますか。

全員

ありません。

岸本職務
代理者

それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時17分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員